

電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の 制限に関する意見について

(平成10年8月11日付け北海道教育委員会委員長あて)
(北海道個人情報保護審査会答申第7号)

平成10年7月31日付け教小特第2270号で諮問のありましたこのことについて、審査会の審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、別紙のとおり答申します。

北海道個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく答申

システムの名称	事務担当課 (室)等	提供する個人 の類型	提 供 先	システムの概要と電子計算組織 結合の必要性
北海道立高等学校情報教育ネットワーク	北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課	北海道立高等学校の教職員及び生徒	国内・外の高等学校及び他の教育機関並びにその他の関係機関のネットワーク関係者	北海道教育委員会は、情報通信ネットワークの活用により教育の質的改善を図るため、各道立高校における情報教育ネットワーク推進事業を実施し、国内外の高等学校や他の教育機関等とインターネットを利用して情報を交換することにより、生徒の情報活用能力の育成や総合的な学習の推進を図り、地域社会に開かれた学校づくりに資することとしている。